

日本語教育の歴史

——明治以前——

- 1492 朝鮮（李朝）の日本語学習書『伊路波』。対日交渉の必要から。
- 1551 イエズス会のD.ダ・シルヴァによる日本語文法書『日本文典（日本語文典）』
- 1582 宣教師のための教育機関としてコレジョ等が設立される。
- 1603~04 長崎にて『日葡辞書』刊。収録語数約 32000 語。
- 1604~08 長崎にてロドリゲス『日本大文典（日本語文典）』刊。1620 年、追放先のマカオにて初学者のための『日本小文典（日本語小文典）』刊。
- 17 世紀 李氏朝鮮にて日本語テキスト『捷解新語』。秀吉の文禄の役の際に 10 歳で日本に連行された康遇聖の著。17 世紀初期に成立、死後の 1676 年刊。
- 1705 ロシア、日本語学校設立。教師は日本人漂着民。第一号は大阪商人伝兵衛。
- 1733 漂流民ゴンザとソウザ、ロシア女帝に謁見。後、ゴンザは初の日露辞書を執筆。
- 1825 ロドリゲスの『日本小文典』（1620 年マカオ刊）のフランス語訳。1869 年には『日葡辞書』の仏語訳刊。
- 1851 オランダのライデン大学、ヨーロッパ最初の日本語講座開設（J.J.ホフマンが担当。）シーボルトの持ち帰った資料により日本語を研究。
- 1868 フランスの国立東洋語学校、欧州 2 番目の日本語講座開設。
- 幕末～ 英米が日本開国を睨んで日本語研究開始。アメリカ人宣教師（ブラウン、ヘボン）、英外交官・教師（サトウ、アストン、チェンバレン）など。
- 1867 ヘボン（James Curtis Hepburn）の『和英語林集成』初版。

——侵略的日本語教育の時代——

※ 台：台湾、朝：朝鮮半島、中：中国大陸（旧満州・関東州を含む）、ア：その他のアジア地域、内：国内

- 1881 内 初の来日留学生として福沢諭吉が朝鮮人学生 3 名を受け入れ（1 名はすぐ帰国）。以後、1897 年までに約 300 名が来日。
- 1895 朝 日語学堂設立。外国語教育としての日本語教育の開始。
- 1895 台 朝 日清戦争終結。日清講和条約によって台湾・遼東半島が日本に割譲され、朝鮮王国は中国から独立。台北郊外の芝山巖学堂で日本語教育を開始し台湾人教員を養成。同年 12 月末日（または 96 年元旦）6 名の日本語教師が抗日ゲリラに殺害される（芝山巖事件）。
- 1896 台 伊沢修二が芝山巖学堂で二言語併用対訳式の日本語教育を開始。
- 内 同年、清国政府の依頼により 13 名の留学生を受け入れ、嘉納治五郎が中心となって教育に当たる。嘉納は私塾・弘文学院（のち宏文学院と改称）設立。日中戦争開始の 37 年までに周恩来・魯迅など約 5 万人の中国人留学生が来日。
- 1897 台 各地に国語伝習所開校。高砂族の国語伝習所開校。山口喜一郎『日本語教授法原論』。仏の古典語教育者・グアンの教授法※ 1 を実践、後に台湾における日本語教授法の標準に。
- 朝 朝鮮王国を大韓帝国と改称。
- 1898 台 「台湾公学校規則」施行。日本語教育が「国語教育」とされる。伝習所を廃止し公学校とする。→ 1904 年改正、皇民化教育としての日本語教育。
- 1899 内 「北海道旧土人保護法」公布。授業料・埋葬料・医療等を与え、児童に日本語教育を強制。1997 年アイヌ文化振興法の成立により同法廃止。

- 1904 **日露戦争**（～05）
- 1905 **中**日露戦争講和ポーツマス条約により、ロシアが中国関東州（遼東半島など）に持つ租借権（1898年に清朝から25年期限で租借）を日本が受け継ぐ。→1915、日本と中華民国の条約により租借期限を99年に延長。満州国成立後は満州国からの租借地とされた。
- 朝**朝鮮を日本が保護領とする。韓国総督府（統監・伊藤博文）設置。総督府による学制改正。各レベルの学校で日本語が必須科目となる。
- 1906 **松本亀次郎**（弘文学院校長、魯迅らを教えた）『改定日本語教科書』
- 1907 松下大三郎『漢訳日本口語文典』
- 1910 **朝****日韓併合**。
- 1911 **中****辛亥革命**。（翌1月、中華民国誕生。）
- 内**中国人留学生の約半数（政府派遣留学生）帰国。→中華民国成立後再び増加。
- 朝**「**朝鮮教育令**」により日本語が「国語」とされる。“日本国民育成、のための”国語教育、スタート。朝鮮語・漢文以外は日本語による授業。直接法。
- 1913 **内**キリスト教宣教師のための日語文化学校が、宣教師団体によって設立される。松宮弥平が多くの宣教師を教える。
- 台**初等教育機関である「公学校」における日本語の表記が、それまでの表音式仮名遣い（棒引き仮名遣いを含む）から歴史的仮名遣になる。
- 1919 **ア**ヴェルサイユ条約により第一次大戦（1914～18）の講和成立。同条約に基づきドイツ領南洋群島（マリアナ、マーシャル、カロリン、パラオ）が日本の委任統治領に。（後、第二次大戦中に米軍が占領、1947年の国連安保理決定により米国の単独信託統治領となる。）
- 1922 **内**英国人の応用言語学者・英語教育学者の**ハロルド・パーマー**が来日。
- 1923～ **内****長沼直兄**、アメリカ大使館の日本語教官に就任。パーマーの教授法※2を取り入れ、「長沼式」に発展させる。
- 1931 **内・中**9月、満州事変。日中抗争始まる。在日中国人留学生の多くが帰国し抗日運動を組織。
- 1932 **中**溥儀（清朝・宣統帝）を執政として**満州国成立**。日・漢・満・蒙・鮮の「五族協和」が建前で、日本語・中国語・モンゴル語が国語とされた。34年、溥儀が皇帝に即位。満州からの留学生が増える。
- 1935 **内**外務省が財国際学友会設立。以後、満州国・東南アジア諸国を中心とする外国人留学生に日本語教育を行う。モンゴル・華北のほか、独・伊・仏からの交換留学生、南米各国からの招致学生も学んだ。
- 1937 **台**漢文科目廃止。新聞の漢文欄廃止。**国語常用家庭制度**（常用家庭として認定されると、米の配給などで日本人と同じ扱いを受け、進学就職も有利に）。終戦時の認定率は人口の3%弱。
- 1938 **内**「国家総動員法」成立。「教育令」を改正。
- 台・朝**台湾・朝鮮ともに国語科以外の授業言語も日本語とし、日本国内と同じ「学校令」施行。朝鮮語の授業廃止。校内では現地語が禁止されることが多く、**罰札**も用いられた。
- 30～40年代 **内**日本語“**東亜語**、化論が論壇を賑わす。〈日本語をアジアに普及させ→アジア人を日本化→日本をアジアの盟主にしよう〉との主張。陸軍などが国語改良（特に歴史的仮名遣いの廃止）を主張。
- 1941 **内**日本語教育振興会、発足。
- ア・内** → 以後、日本の南進政策による「南方特別留学生育成事業」によって、フィリピン・インドネシア・ビルマ・マレーシア等の占領地域から学生を招致（同振興会設立の日本語学校で学ぶ→大学等に進学）。
- ア**パラオの南洋庁等で現地人向け日本語教育がスタート。
- 12月8日、真珠湾攻撃。米英に宣戦布告、太平洋戦争（～45年8月）突入。留学生の多くは帰国したが、占

領地からの招致学生が増える。

1942 ア 日本軍により、東南アジア占領地であいついで日本語教育が開始され、戦争末期まで2年半～3年半続く。フィリピンでは43年まで日本語・タガログ語が公用語とされた。

朝 徴兵制実施。(国民徴用令・強制連行開始は1939年。)

1943 台 台湾人の徴兵制実施。

外 米国で情報収集や通訳をこなす軍人の養成プログラム(ASTP) ※3 開始。

1944 朝 徴兵制による日本語常用運動。創氏改名運動。

——戦 後——

1951 国際学友会、日本語授業を再開。翌52年からインドネシア政府派遣の技術研修生を受け入れ。
9月、**サンフランシスコ講和条約**調印、翌52年4月発効。朝鮮の独立、台湾その他の旧植民地の放棄を規定。
旧植民地の人々は日本国籍を離れた(国籍は選択できず)。

1954 文部省の国費留学生制度が発足。初年度23名。以後、徐々に増加。東京外国語大学と大阪外国語大学に1年制の留学生別科を設置。

1960 「インドネシア賠償留学生制度」発足。

1972 国際交流基金、設立(活動スタートは74年か?)。

国立国語研究所に日本語教育部を設置(76年に日本語教育センターに改称)。

1974 文化庁・日本語教育推進対策調査会による「外国人に対する日本語教育の推進の具体策について」。⇒国立国語研究所に日本語教育センター設置(日本語教育部を76年に日本語教育センターと改称)。

1979 文化庁・日本語教育推進対策調査会による「日本語教育の内容・方法に関する整備充実に関する調査研究について」。⇒「日本語能力試験」実施。

日本政府、インドシナ難民の受け入れを決定。

1983 中曽根内閣による「**留学生10万人計画**」発表。00年までの達成を掲げた。

1984 「日本語能力試験」スタート。

1985 国際交流基金の日本語普及総合推進調査会による「海外における日本語普及の抜本的対応策について」。⇒同基金の海外日本語センター設置。

同 85.5 文部省の日本語教育施策の推進に関する調査研究会による「日本語教員養成等について※4」提出。⇒「日本語教育能力検定試験」実施。

1988 1月、第1回「日本語教育能力検定試験」実施(87年度＝S62年度)。

上海事件。某日本語学校の詐欺的な商法が国際問題に発展。

1989 (上海事件の対策として)(財)日本語教育振興協会発足。

1990.6 「出入国管理及び難民認定法(入管法)」**改正**。日系二世・三世及びその家族に対し「日本人の配偶者等」「**定住者**」査証を発給。以後、在日ブラジル人が激増し、01年までに約25万人(日系ブラジル人の約2割)が来日。

1992 外国人登録者が総人口の1%を超える。

1995 阪神淡路大震災。外国人被災者がニュースや行政からの情報を十分に理解できず、情報弱者になるという問題が意識される。→弘前大学のチームが旧日本語能力試験3級程度で理解できる日本語を考案し無償で公表。
→政府、自治体、NHK、その他マスメディア、ボランティア団体等の「**やさしい日本語**」による情報発信の取り組みが広がる。

- 1998 韓国、日本文化解禁スタート（日本の音楽映画等の放送や販売を段階的に解禁）。
- 1996 「ジェットロビジネス（現 BJT ビジネス）日本語能力テスト」スタート。
- 1999 「ツイニング・プログラム」スタート。日本の大学と提携したマレーシアの大学で日本語と大学1年次の教育を受けてから来日し、2年次に編入する。
- 2001 第一回外国人集住都市首長会議開催。外国人との地域共生を謳う「**浜松宣言**」採択。
- 2002 「日本留学試験」スタート。2月、酒田短大事件(留学生が首都圏のキャバクラ等に行っていた)が表面化。
- 2003 平成15年度5月現在で留学生数109,508人。**3年遅れで「10万人計画」達成。**
6月、福岡市で一家四人皆殺し事件発生、中国人の元留学生・就学生3人の犯行と判明。11月、法務省入国管理局は在留資格審査を強化。もっぱら中国人学生に関して、経済力・経歴・日本語力の審査を厳格化。
- 2005 文部科学省は、外国人の**不就学児童生徒**の実態把握のため、外国人が集住する12自治体を選んで個別訪問による調査を実施(05~06年度予算)。→07年結果発表。外国人登録している学齢期の子供のうち約1%が不就学と判明。所在不明で確認できなかった子供は17.5%。理由は経済的事情が最多。
春、中国で反日暴動が激化（小泉首相の靖国参拝問題から）。
- 2006 中国政府、成績認証書（就/留学生対象）発行の申請受け付けスタート。
政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「『**生活者としての外国人**』に関する総合的対策」発表。→翌年度から文化庁「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」スタート。日本語教室設置運営・日本語指導者養成・ボランティアを対象とする研修実施などを民間委託。
- 2007 政府の教育再生会議、国家戦略としての留学生政策（9月入学枠・セメスター制・英語のみで卒業可能なプログラムの推進等）を提言。（「留学生100万人計画」は第二次報告には盛り込まれず。）
- 2008 文科省他関係省庁（外務,法務,厚労,経産,国交）が2020年度を目途とする「**留学生30万人計画**」の骨子を策定、閣議後の閣僚懇談会で報告（福田内閣）。
8月、インドネシアとの**経済連携協定(EPA)**に基づき、初の外国人看護師・介護士候補者として、約200人のインドネシア人看護師（同国有資格者）が来日。半年の日本語研修の後、全国の介護施設または病院に勤務し、看護師は3年後、介護士は4年後に日本の国家資格を目指すという制度。
- 2009 フィリピンとのEPAに基づき、看護師・介護福祉士候補者第一陣270人来日。
在留資格「就学」が廃止され「留学」に統合される。在留資格「**技能実習**」の創設。
- 2010 EPA研修生254人が初めて看護師国試受験、合格者はインドネシア人2名フィリピン人1名。→翌3月、両国人の看護師・介護福祉士候補約800人の在留期間を1年間延長し2012年までとする。以後、外国人受験者のための対策がとられていく。
5月、日本語教育振興協会による日本語学校に対する独占的認定事業廃止。建前上、法務省が審査を行うことになった。
- 2011 3月、**東日本大震災**。インドネシア人研修生、看護師国試に13人合格。不合格者78人中68人につき1年間の滞在延長を認めたが対象者の6割が帰国。11月、ベトナムとのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補受け入れ合意。現地での日本語教育で一定の語学力に達した者のみ。
- 2012 東大が国際交流のためとして秋入学への移行計画を発表。（翌2013年7月、秋入学の見送りと4学期制導入検討を発表。）
3月、EPA研修生95人が初めて介護福祉士国家試験を受験、36人合格。合格率37.9%（全体：63.9%）。不合格者中47人には1年滞在延長を認める。
7月、入管法改正・**外国人登録制度廃止**。正規滞在の外国人に住民登録を認め、滞在3ヶ月超の外国人にはIC在留カードを発行。不法滞在者は身分証を失う。→2015年7月「みなし期間」終了。

- 8～9月、中国各地で尖閣諸島問題による反日デモ発生。一部は暴徒化。
- 2014 国際交流基金の**日本語パートナーズ事業**スタート。ASEAN 各国への日本語教師派遣を開始（2020 までに 3000 人以上）。ベトナム人看護師候補者受け入れ開始。
- 2015 外国人技能実習生の失踪者、5803 人で過去最多に。毎年千人規模で増加。
- 2016 EPA に基づく外国人（インドネシア・フィリピン・ベトナム）看護師国家試験の合格率 11.0%。ベトナム人のみの合格率は 41.2%（日本人を含む全体の合格率は 89.4%）。同じく EPA 介護福祉士国家試験（インドネシア・フィリピン）の合格率は 50.9%で、初の 5 割超に。インドネシア人のみの合格率は 58.5%で日本人を含む全体の合格率を 0.6%上回る。来日前の日本語教育、試験時間の延長、ふりがな等の配慮が功を奏した。
- 2017 5 月時点での外国人留学生は、東北大震災後の落ち込みを経て急増し、26 万 7 千人強に。直近 5 年間で 10 万人以上増加。日本語学校生は 5 年で約 3 倍の 7 万 8 千人に。
- 10 月時点での国内外国人労働者数は、前年比 18.0%増の 128 万人。届出が義務化されて以来の過去最高を更新した。国籍別では中国人 3 割弱、ベトナム人約 19%、フィリピン人、ネパール人の順で、特にベトナムとネパールの伸びが著しい。
- 2018 6 月、政府はこの年の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」に、就労を目的とした新たな在留資格を創設すると明記。高い専門性があれば在留期限を撤廃し、**家族の帯同**を認めることも検討するとした。（→特定技能 2 号は家族帯同可に。1 号は厳しい条件あり。）「移民政策とは異なる」と強調しているものの、**外国人受け入れ制度の大転換**となる。
- 9 月、法務省が日本語学校の告示基準を厳格化すると発表。年間を通した授業開講を義務付け、長期期間中の集中アルバイトができないようにして、就労目的の学生集めを抑制。
- 10 月、韓国の最高裁に当たる大法院が、徴用工に関し、新日鉄に対し損害賠償を認め、文大統領がこれを支持。賠償問題は日韓請求権協定に基づき解決済みとする日本政府と対立し、日韓関係が悪化する。
- 12 月、改正入管法成立、「**特定技能 1 号**」「**特定技能 2 号**」の在留資格が創設される。
- 2019 2018 年 10 月時点で**留学生がほぼ 30 万人に達した**ことが明らかに。実態としては出稼ぎの留学生の増加も問題になる。
- 7 月、日本語教育機関の告示基準の一部改正。出席率や日本語能力試験の成績の芳しくない留学生の比率によっては、一定の手続きを経て告示校から外されることになった。
- 9 月、**外国人児童生徒の就学実態**について、文科省が初めての全国調査を行い、不就学とみられる子供が 1 万 9654 人いるとの調査結果を公表。外国籍であれば学校教育法による就学義務の対象外だが、「国際人権規約及び児童の権利に関する条約」に照らして就学の機会を確保するべきだとした。
- 2020 3 月、新型肺炎ウイルスの感染拡大防止措置として、日本政府は中国人・韓国人に対する発行済みビザの効力を停止。前後して世界各国が同様の措置に踏み切った。同月、文化庁の文化審議会国語分科会は、外国人に対して日本語を指導する「公認日本語教師」の国家資格創設が必要だとする報告書をまとめた。
- コロナ禍で働き口を失い、しかも帰国できない外国人労働者や留学生、技能実習生が激増。特別定額給付金（住民登録者のみ）等では全く不十分で、困窮者が続出。こうした状況もあって技能実習生の転職が許可された（4 月に同業種間、9 月に異業種への転職が可能に。）
- コロナ水際対策により、2019 年に 3000 万人が来日した外国人観光客は、2020 年は 400 万人程度に。
- 2021 コロナのパンデミックにより鎖国に近い状態が継続。
- 2022 コロナ水際対策としての入国制限が段階的に緩和に向かう。
- 2 月 24 日、ロシアがウクライナに侵攻。3 月末までに約 300 人のウクライナ人が避難民として日本に入国。

8月下旬までに約1800人に。

6月、政府が日本語教師の新資格創設に向けて法案提出を準備すると発表。8月、岸田首相が「留学生30万人計画」の拡大検討を指示。

9月、2016年の現行制度で初めて、法務省告示機関の日本語学校が告示抹消に(5年間は新規学生募集不可に)。21年10月に転校を希望する学生を鎖で拘束して脅した事件が表面化して。→9/30 学校側の不服申し立てにより福岡地裁が処分停止。書類送検された職員はその後23年3月に不起訴処分になった。

2023 4月、多くの諸外国より半年程度遅れて、日本もコロナ水際作戦としての入国制限を撤廃。その後トルコ国籍のクルド人の難民申請が急増し、地域住民との摩擦や極右によるヘイト行為が頻発して論議を呼ぶ。

5月、留学ビザを得られる日本語学校の設置基準や当該校の教員の資格等を定めた**日本語教育機関認定法**が国会で成立。**登録日本語教員の国家資格**が生まれることになった。6月、熟練労働者を対象とする在留資格「**特定技能2号**」の11分野への**拡大**が閣議決定される(今後も分野拡大が続く見込み)。6月、入管法の改正により**難民申請中であっても3回目以降の申請者は強制退去が可能になった**(2024年6月施行)。

2024 4月、日本語教育に関する新制度スタート。6月、入管法その他の関連法の改正が国会で成立。現行の技能実習制度を将来的に廃止し、国内で長期的に働いて労働力となってくれる人材の育成を目指す「**育成就労**」制度に移行することになった(2027年までに施行の予定)。

11月、第一回**日本語教員試験**実施。

- ※1 グアンの教授法は幼児の言語習得過程をモデルとするナチュラル・メソッド。音声教育を重視、対訳は行わない。
- ※2 パーマーは言語習得は習慣形成であるとし、5段階で説明。オーラルメソッドによる直接法を提唱。日本語教育に大きな影響を与えた。
- ※3 ASTP (Army Specialized Training Program) : **アーミーメソッド**として知られるオーディオ・リンガル法の一つを採用。ドナルド・キーン、サイデンスティック、ハーバート・パッシン(社会学・文化人類学)らが参加。
- ※4 「増加する日本語学習者に対応するためには日本語教員の養成機関の量的・質的整備充実が急務である」とする報告書。国内において1983年に2200人であった日本語教員は2000年には24,900人必要となるとの試算を示し、日本語教員養成機関の標準的な教育内容を提示。／同報告書を受けて、昭和60年度に筑波大学及び東京外国語大学に日本語教育を主専攻とする学科を新設。同様の学科が平成3年度までに国立大を中心として15大学に設置された。
- ※5 Focus-on-Form, F on F : コミュニカティブ・アプローチに適宜、形式の指導(文法)を織り込んで行くというもの。1991年 Long が提唱。

【戦後の日本語教授法】

《60~70年代》 オーディオ・リンガル法全盛時代。「何を教えるのか」が重視され、語彙や文型のリストが整備された。
《70年代末~90年代》 コミュニカティブ・アプローチが隆盛に。「コミュニケーション能力」の重視。ロールプレイ、ペアワーク、タスク・シラバス等が多用される。クラッシュンらの「学習者主体の学習」論の影響を受ける。
《90年代~》 学習者の自律性・個別性の重視。学習ストラテジー理論。00年頃からフォーカス・オン・フォーム※5が注目を集める。c.f.90年代末から日本語母語話者を対象とする日本語力テストが続々登場。大学の国際コミュニケーション学部/学科の新設ブーム。

【「脱亜入欧」の近代化の矛盾】

「国語の統一」……標準語化。アイヌ民族や沖縄への標準語押し付け。(方言撲滅運動)

→ 同化政策が植民地の人々へも向けられていく。

「国語改良」……植民地における日本語普及のため→「皇民化」の精神主義と矛盾

【国策としての日本語教育】……支配の強弱による分類(山口幸二による)

- ①「国語」として(「皇民化」教育としての日本語教育)
台湾 1895~1945年/朝鮮 1906~45年/南洋群島 1915~45年
- ②民族語(中国語、蒙古語)とされた2公用語よりも上位の第1公用語として
満州国 1932~45年
- ③「東亜語」として
1937年(日中戦争開始)以後の中国占領地域
1941年(太平洋戦争開始)以後の東南アジア諸国